平成２２年（フ）第１２３３号
千葉県市川市須和田１丁目19番３―202号
ＥＳＴＡＴＥ紫苑
債務者　嵯峨　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３５０号
千葉県市川市本塩11番８号秋元ハイム201号
債務者　望月　飛鳥
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３５８号
千葉県船橋市小室町906番地　Ａ―１棟802号
債務者　矢邊　文徳
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０９号
千葉県船橋市咲が丘１丁目４番21号
債務者　和田　常司
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１０号
千葉県船橋市咲が丘１丁目４番21号
債務者　和田　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２７号
千葉市中央区末広２丁目７番17号
債務者　大橋　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３８号
千葉県船橋市高野台３丁目25番22号
債務者　高橋　　均
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０８号
静岡県沼津市西沢田863番地の１　ハイツ沢田屋203
債務者　武田　信昌
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
静岡県三島市旭ヶ丘32番１号　ウィスタリアヒルズ301
債務者　椎田　小枝
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
静岡県沼津市下香貫下障子3213番地　真野マンション106
債務者　新川　京子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
香川県高松市屋島西町352番地
債務者　石田　英昭
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３９８号
香川県高松市香川町川東上636番地153
債務者　六車　治代（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５２２号
群馬県前橋市堀越町1002番地４
債務者　鎌田　忠三
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５２３号
群馬県前橋市堀越町1002番地４
債務者　鎌田多香子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３３号
群馬県渋川市渋川3972番地４　市営住宅入沢団地４号棟306号
債務者　福山　芳彰
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５６３号
群馬県前橋市六供町712番地　高橋ハイツＡ―201号
債務者　田村　有紀
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５７０号
群馬県前橋市西片貝町３丁目63番地　ミッドアイランドハイツ101号
債務者　横堀美矢子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５７９号
群馬県前橋市大手町２丁目15番21号
債務者　佐俣　和江
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
前橋地方裁判所